○○－回収－○○○○○

年　月　日

住所

被保険者名　　　　　　　　　　　　御中

株式会社日本貿易保険

指示書

　当社は、別紙に記載する対象債権（以下、「対象債権」）について、貿易一般保険約款（以下、「約款」）第３３条第５項の規定に基づき、貴社に対し対象債権の回収に係る権利行使等に関して、下記の事項を指示します。

なお、貴社と当社との間の対象債権の権利義務関係については、下記に定めるもののほか、約款及び対象債権について貴社が当社に提出した●年●月●日付貿易一般保険権利行使等委任状に定めるところによるものとします。

記

## 第１　対象債権

別紙のとおり（プロジェクト番号　000-XXXXX）

## 第２　指示事項

*例*

* 対象債権を回収するため、貴社又は当社が有する対象債権に係るすべての権利を、有効かつ適切な時期に行使する等、対象債権の回収を最大化するため他の債権におけるのと同様の注意をもって一切の合理的措置を講じること。上記は、定期的な電話及びメールによる督促、債務者との直接面談による督促を適時実施し、全額回収を実現するための回収に係る権利行使等の相手方との交渉、対象債権を時効によって消滅させない措置を講じることを含むが、これに限らない。
* 債務者について、破産手続、会社更生手続、民事再生手続、特別清算手続又は当該国その他の外国の法令に基づく制度上これらに準ずる手続（以下、「破産手続等」）が開始された場合には、対象債権につき、債権届出をし、債権者集会・債権調査期日に出席して議決権を行使する等、債権者としての権利を適切に行使すること。
* 当社が、本指示書のほか、電子メールや電話等により、対象債権に係る権利の行使に関する指示をした場合には、当該指示に従うこと。
* 契約関連書類（契約書、手形、保証状等）の原本を保管すること。
* 以下①から⑤のいずれかを行う場合には、事前に当社の承諾を得ること。

①対象債権を第三者に譲渡すること

②弁護士等に権利行使等を委任すること

③対象債権の決済条件等について変更を加えること

④対象債権の全部又は一部を放棄すること

⑤裁判又は仲裁手続を開始すること

* 対象債権の回収に関して貿易保険共通運用規程第１１条第２号から第５号までに掲げる事由が発生した場合には、当該事由の発生について貿易一般保険（個別）手続細則（以下、「手続細則」）に従い、当社に遅滞なく書面にて報告すること。
* 以上の履行に関連し、気付きの点があるときは、随時報告すること。

第３　時期

　　●年●月●日（権利行使等委任状の受理日）から次に当社から「指示書」を受領する日まで。

第４ 回収費用について

* 当社の指示に基づき第３の時期に行う第２に定める回収行為について、当該回収行為に要する回収費用の累計額は、弁護士費用●●以下及び出張費用●●以下とし、これを超える費用を要する措置をとる場合には、事前に当社の書面による承諾を得ること。
* 前項に定める回収に要した費用がある場合には、手続細則に基づき、当社に書面にて請求すること。なお回収費用負担請求月は●月及び●月とする。

【注意事項】

1. 指示事項に係る履行状況の報告

手続細則に基づき、第２に記載する指示事項の履行状況を３ヶ月に１度（決済期限から２年を経過した場合は１年毎に）書面にて報告してください。（但し、これ以外の場合であっても、当社の要請に従い、履行状況を報告していただく場合があります。）。

1. 回収金の通知と納付

対象債権につき回収した金額がある場合には、回収のあった日から１ヶ月以内にその旨を当社に書面にて通知し、かつ、当社が指定する日までに手続細則に基づいて当社が発行した請求書に従い回収金を納付してください。

以上